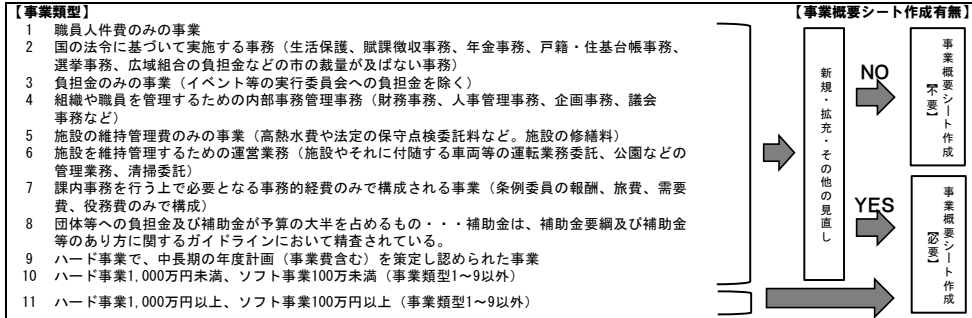


施策構成事業評価一覧表

施策名	1701	計画的な土地利用と都市拠点機能の充実
-----	------	--------------------



妥当性（市の関与）

- 市が実施することが妥当である
- 見直す余地がある
- 市が実施する緊急性が認められない

有効性（施策貢献度）

- 施策への貢献度が高い
- 施策への貢献度が著しく高いとはいえない
- 成果の向上が見込まれない

効率性（コスト）

- コストを見直す余地がない
- 検討する余地がある

総合評価

- 計画通りに事業を進めることが適当
- 事業の進め方の改善検討
- 事業規模・内容又は実施主体の見直しの検討
- 事業の抜本的見直し、休・廃止の検討

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

NO	事業名	担当課 課長 担当者	事業内容	事業期間		根拠法令 要綱等	事業 類型 シート	妥当性	有効性	効率性	総合評価	事業費（千円）			人件費（千円）		主な指標	単位	H30		R1	R2	事業の方向性
				開始	終了							H30	R1	R2	H30	R1			計画	実績	計画	計画	
				決算	予算							見込	決算	予算									
1	土地取引・利用対策事業	企画政策課	国・県が実施する地価公示・地価動向調査に関する協力、土地売買等届出の受付事務及び届出制度の広報活動を行う。			国土利用計画法、地価公示法	2		a		A	185	222	222	1,382	1,382	国土利用計画法第23条に係る届出率	%	100	63	100	100	現状維持
		無																					
2	中心市街地複合ビル整備事業	企画政策課	市の施設や商業施設などの入居に向け、中心市街地複合ビルの改修等を行うとともに、ビル全体の適切な維持管理を実施する。	平成26年度	平成30年度		無					850,139	0	0	8,191	3,240	平成31年4月の供用開始	件	0	0	1		前年終了
		無																					
3	地籍調査事業	用地管財課	一筆ごとの土地の所有者・地番・地目・境界・面積を調査・測量し、復元可能な地図を整備する。 調査対象面積 : 101.19 km <sup>2</sup> 調査対象外面積 : 25.45 km <sup>2</sup>	昭和63年度	令和22年度	国土調査法 国土調査法施行令	g	a	a	a	A	135,179	182,810	137,433	25,431	27,363	進捗率（計画面積の101.16km <sup>2</sup> ）	%	48.6	48.4	51.1	53.6	現状維持
		無					妥当	貢献度高	余地なし	事業推進													
4	都市計画用途地域見直し事業	都市計画課	平成24年度に実施した都市計画基礎調査を基に、上位・関連計画、現況整理を踏まえ、適切な土地利用の実現に向けて、用途地域をはじめ各種規制・誘導手法など、本市の土地利用計画案を作成しする。その後、土地利用計画案について、各道路建築物の調査や関係機関との調整を図り、都市計画法に基づく都市計画決定（変更）手続を行う。			都市計画法 都市計画法運用指針 建築基準法	g	a	a	a	A	7,837	0	0	5,532	0	対象地域	ha	38	35	0	0	現状維持
		無					妥当	貢献度高	余地なし	事業推進													
5	都市再構築戦略事業（西大村地区）	都市計画課	◎道路整備：歩道のバリアフリー化や路側のカラー化など、安全・安心な歩行空間の創出を図る。 ◎地域生活基盤施設（情報案内板）整備：各バス停付近や交差点に案内板を設置し、歩いて暮らせる環境整備を行う。また、災害時の避難所等を表示し、市民への日常的な周知を図る。	平成27年度	令和元年度		無					125,559	180,500	0	4,840	4,784	事業進捗率	%	56	56	100	100	終了
		無																					
6	都市再構築戦略事業（大村中心地区第2期）	都市計画課	◎道路整備：図書館整備に伴う右左折レーンの設置や、歩道の拡幅及びバリアフリー化を行い、利便性の高い道路環境を創出する。 ◎高質空間形成施設整備：歩道のバリアフリー化や路側のカラー化など、安全・安心な歩行空間の創出を図る。	平成26年度	令和元年度		無					326,591	228,486	0	8,828	10,199	事業進捗率	%	90	69	100	100	終了
		無																					
7	都市計画マスタープラン策定事業	都市計画課	都市計画マスタープランは、概ね20年後の大村市の目指すべき都市の姿を長期的視野から整理し、都市計画の基本目的や方向性を定める。なお、道路や公園等の計画目標については、概ね10年以内に取り組む事項を示す。そのため、概ね10年後には、新たな取り組む事項を示すために、本計画の見直しを行う必要がある。	令和2年度	令和3年度	都市計画法 都市計画法運用指針 都市再生特別措置法	a	a	a	a	A	0	0	11,507	0	0	策定検討委員会の開催	回				3	新規
		無					妥当	貢献度高	余地なし	事業推進													
												0	0	0	0	0							